

# 大分県里親支援センター設置・運営事業者公募要領

## 1 公募の趣旨

家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、令和4年改正児童福祉法により児童福祉施設として位置付けられた里親支援センターの設置に向け、里親支援センター設置・運営事業者を公募する。

## 2 事業開始日及び契約期間

### (1) 事業開始日

里親支援センター

令和8年4月1日

### (2) 契約期間

大分市以外の里親制度等普及啓発・リクルート業務、養育里親研修に係る業務及び乳幼児緊急里親確保事業

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 支援対象地域

大分市

※ただし、一部事業（大分市以外の里親制度等普及啓発・リクルート業務、養育里親研修に係る業務及び乳幼児緊急里親確保事業）については、県内全域を対象とする。

## 4 業務概要

別紙仕様書のとおりとする。

## 5 参加資格

企画提案競技への参加は、3年以上児童福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業のうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）に係る事業）の実績を有する法人であって、次の要件を全て満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 大分県内に法人の主たる事務所があること。
- (3) 本事業の実施に十分な事務所の体制が整っていること。
- (4) 本事業の実施に際し、児童相談所をはじめ、児童福祉施設、市町村こども家庭支援センターなど関係機関との円滑な連携構築を行う十分な体制が整っていること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とするものではないこと。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 暴力団員が役員となっている事業者

- ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 6 運営費用及び予算上限額

### (1) 運営費用

大分市を所管する里親支援センターとしての運営費用は国の定める児童入所施設措置費等国庫負担金の公的単価により支弁を行う。

### (2) 予算上限額

大分市以外の里親制度等普及促進・リクルート業務及び乳幼児緊急里親確保事業に係る業務の予算上限額は、12,052,525 円（消費税額及び地方消費税額含む）とする。

## 7 提出書類等

### (1) 提出書類

企画提案競技に参加する者は、次の全ての書類を提出すること。

書類	内容	提出部数
①企画提案競技参加申込書（様式1）	法人名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。	原本1部 写し5部
②提案者概要書（様式2）	名称、所在地、類似事業等の事業実績等を記載すること。	6部
③企画提案書（様式3）	別紙仕様書を踏まえ、企画提案等を記載すること。	6部
④事務所等図面（様式自由）	別紙仕様書の設備基準が確認できる書類・図面を添付すること。	6部
⑤見積書（様式自由）	業務の内容（項目）ごとにその単価、金額を記載すること。	原本1部 写し5部
⑥誓約書（様式4）		原本1部

### (2) 提出書類に係る留意事項

- ① A4サイズ。長辺綴じ。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ファイル等による綴じ込みは行わないこと。
- ② ステイプルは使用せず、クリップ等でとめること。
- ③ 1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差替えは受付けない。

### (3) 提出期限

令和8年3月4日（水）17時まで

### (4) 提出方法及び提出先

提出方法：簡易書留郵便又は持参

提出先 : 〒870-8501 大分市大手町 3-1-1

大分県福祉保健部こども・家庭支援課 こども育成支援班

(電話 097-506-2707 (直通) FAX 097-506-1739)

※書類の提出と合わせて、提出書類の①～⑤については、電子媒体を 12 に記載のあるメールアドレスに送付すること。(送付する際はメールの件名に必ず「【法人名】大分県里親支援センター設置・運営事業」と入れること。)

なお、当該メールが(3)の提出期限までに届いたとしても、提出書類(紙媒体)が届いていない場合には、提出書類を受け付けないので留意すること。

その他 : 申込書等の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届(様式5)」を速やかに提出すること。

## 8 審査方法及び審査基準、結果通知

### (1) 審査方法

上記7の提出書類に基づき書類審査を行い、最優秀提案1件を選定する。

### (2) 審査基準

別添「審査基準」のとおりとする。

### (3) 審査結果

審査結果は、応募のあった者全てに対して3月中旬頃通知する。なお、審査の内容は公表しない。

### (4) その他

最優秀提案を行った者を採択事業者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。なお、事業実施体制の合計得点が8割以上、企画提案内容の合計得点が6割以上に達しない場合は、採択事業者として選定しない。また、採択事業者との契約が成立しない場合は、次点の者を採択事業者とする。

## 9 提出書類等の入手方法

参加申込書等の提出に必要な様式については、大分県福祉保健部こども・家庭支援課のホームページからダウンロードして入手すること。

## 10 質問の受付及び回答

質問の受付は、全て「質問票(様式6)」にて行うものとし、質問票はe-mailで提出すること。

質問票を送信後は、必ず電話で大分県福祉保健部こども・家庭支援課あて着信確認を行うこと。

なお、e-mailの件名は、「大分県里親支援センター設置・運営事業に関する質問」とすること。

### (1) 質問票提出先 大分県福祉保健部こども・家庭支援課 こども育成支援班

e-mail a12480@pref.oita.lg.jp

電話 097-506-2707 (直通)

### (2) 受付期限 令和8年2月27日(金) 17時まで

### (3) 質問票様式 質問票(様式6)のとおり

### (4) 回答方法 質問に対する回答は、3月2日(月)までに大分県福祉保健部こども・家庭支援課ホームページに掲載する。なお、回答内容は、本業務の募集要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

## 11 その他

- (1) 参加申込書等の作成・提出等に要する経費は参加者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 名称に統一感を持たせ県民や関係機関等の認知向上を図る目的から、施設名を「里親支援センター ○○」とすること。
- (3) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加資格を満たさない者又は採択事業者選定までの間に参加資格を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (4) 参加資格を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても事業実施ができない。なお、この場合は、次点の者が事業を実施する。
- (5) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (6) 事業実施に当たっては、企画提案等の内容について、県と採択事業者との協議により必要に応じて修正することができるものとする。
- (7) 採択事業者の選定後、里親支援センターを開設する前に、法令等で定めるところにより、県に対し、里親支援センター設置の認可申請を行うこと。

## 12 問合わせ先

大分県福祉保健部 こども・家庭支援課 こども育成支援班 担当：和氣、福岡

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

電話 097-506-2707 (直通) FAX 097-506-1739

e-mail a12480@pref.oita.lg.jp

※ この公募は、令和8年大分県議会第1回定例会において、令和8年度大分県一般会計予算案が可決されることを前提にしたものであり、状況によっては事業内容若しくは金額を変更し、又は契約を締結しない場合がありますので留意願います。